一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長崎県長崎市新戸町一丁目九八・一〇〇のイ・一〇〇の口合併、一〇一、一〇二のイの一、一〇二のイ、一〇二の口、一〇三、一〇四、一一一の二、四一五の二、戸町四丁目四〇二の二、四一四の二、四一五の一、四一五の二、四一六から四一八まで、四一九の一、木場町一二二五の一、一二二五の三、一二二六の一から一二二六の三まで、一二二七、一二三〇、一二三八の二、一二四〇の二、一二四一の二、一二四二、諫早市飯盛町野中字立石三〇三の四、三二一の二、三二三、三二五、三三七、三三八の一、三三八の二、三三〇の一、三三〇の二、三四三、字西ノ谷三九二の一、三九四の一、三九四の三、三九四の四、三九四の八、三九五の二、字普嶽六二三の四七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ谷三九二の一、三九四の一、三九四の三、三九四の四、三九四の八、三九五の二、字普嶽六二三の四七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年四月二十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成元年五月一日農林水産省告示第六百三十九号（一に係るものに限る。）、平成六年二月二十二日農林水産省告示第四百十号（三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年四月二十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和六十三年四月十二日農林水産省告示第四百四十二号（一に係るものに限る。）、平成四年八月十九日農林水産省告示第九百三号（三に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法　変更しない。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年四月二十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長崎県長崎市木場町七〇八（次の図に示す部分に限る。）、一〇七の口、一〇八、一一三、一三一、一三七、一三八、一四一、又一四二、三〇一、三〇二の一、三〇二の二、三〇四の二、三二〇、三五〇、三五一、七〇一、七〇二、又七〇二、七〇三、七〇四の第一、七〇四の第二、七〇五から七〇七まで、一三六二の一、一三六二の二、一三六二の四、一三六二の六、一三六二の八、一三六二の イ、一三六二の ホ、一三七六、一三七七のイ、一三七七の口、一三七八のイ、一三七八の口、一三七八の八、一三七九の一、一三七九のイ第四から一三七九のイ第六まで、一三七九のイ第八、一三七九の口、一三七九の八、一三七九の二、一三七九の ホ
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年四月二十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長崎県長崎市新戸町一丁目二九の二、三四の一、浜平二丁目一五二、一五六、二〇四、二〇五、四六九、四七三、立山五丁目一六三、一六四、七二一から七三二まで、七三三の一、七三三の二、七三四から七三七まで、七三八の一、七三八の二、七三九の一、七三九の二、七四〇から七四二まで、七四四から七四六まで、七四七の一、七四七の二、七四八から七五二まで、七五四、七五五、七五六の一から七五六の四まで、七五七、鳴滝三丁目四四七から四五二まで、五七二、五七三、五七五、五七七、五七九、五八五、五八八、五九一、五九二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成二十七年四月二十二日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県唐津市相知町平山上字西蕨野甲九九二の二〇、甲一〇六六の二、甲一〇六六の三、甲一一〇三の一、甲一一〇三の二、甲一一〇七、甲一一〇八の一、甲一一〇八の二、甲一一一〇、甲一一一の一、甲一一一三、甲一〇六六の二地先、甲一一〇三の一地先
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）